

公共工事品質確保技術者資格制度要綱

一般社団法人 全日本建設技術協会

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条 主旨	1
第 2 条 目的	1
第 3 条 資格及び定義	1
第 2 章 資格試験	1
第 4 条 資格試験の実施	1
第 5 条 受験資格要件	2
第 6 条 試験結果等の通知及び合格証の交付	5
第 3 章 資格の登録、有効期間及び更新	5
第 7 条 登録、登録証及び有効期間	5
第 8 条 登録の更新	6
第 9 条 登録の抹消	6
第 4 章 手続き等	7
第 10 条 登録事項の変更	7
第 11 条 受験手数料等	7
第 12 条 情報提供	7
第 13 条 秘密保持義務	7
第 5 章 資格認定委員会等	7
第 14 条 公共工事品質確保技術者資格認定委員会	7
第 15 条 試験委員	8
第 6 章 雑則	8
第 16 条 論文提出の一部免除	8
第 17 条 細則その他	8

第1章 総則

(主 旨)

第1条 本要綱は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号、最終改正令和元年6月14日法律第35号)(以下「品確法」という。)を踏まえ、一般社団法人全日本建設技術協会(以下「全建」という。)が実施する「公共工事品質確保技術者(以下「品確技術者」という。)」の資格制度(以下「本制度」という。)に関し必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第2条 本要綱は品確技術者の資格を定め、資格試験、資格の登録や更新等について規定し、この要綱に基づいた品確技術者が活用されることにより、発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的とする。

(資格及び定義)

第3条 本制度における資格は、公共工事品質確保技術者(Ⅰ)(以下「品確技術者(Ⅰ)」という。)及び公共工事品質確保技術者(Ⅱ)(以下「品確技術者(Ⅱ)」という。)の2資格とし、品確技術者(Ⅰ)及び品確技術者(Ⅱ)とは第4条に規定する資格試験に合格し、第7条又は第8条に規定する登録を行った者をいう。

2 品確技術者(Ⅰ)及び品確技術者(Ⅱ)の定義は、以下のとおりとする。

①品確技術者(Ⅰ):公共工事の品質確保に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務経験を有する者

②品確技術者(Ⅱ):公共工事の品質確保に関して技術的専門知識と実務経験を有する者

(参考)品確技術者の想定業務

- ・品確技術者(Ⅰ)は、発注関係事務(仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務をいう。(品確法第7条))又はこれら発注関係事務を支援する事務を適正に実施することができ、さらに総合評価落札方式等の審査及び総合評価落札方式等の導入・制度検討の指導助言を適正に実施することができる者を想定している。
- ・品確技術者(Ⅱ)は、発注関係事務又は発注関係事務を支援する事務を適正に実施することができる者を想定している。

第2章 資格試験

(資格試験の実施)

第4条 本制度では、品確技術者の資格毎に資格試験を実施する。

- 2 資格試験は、書類審査、論文審査及び面接試験により実施するものとする。
- 3 資格試験の実施においては、別途応募要項を定め、毎年度1回行う。

(受験資格要件)

第5条 前条の資格試験を受験することができる者の資格要件は次の通りとする。

なお、「B要件」1の①～⑨号に該当する経験を「A要件」とする（A要件とB要件との重複を可とする）ことができる。

区分	受 験 資 格 要 件	品 確 技 術 者 (I)	品 確 技 術 者 (II)
A 要 件	<p>発注関係事務に関する経験の要件</p> <p>1. 次の①～⑪号に該当する経験を12年以上^(注1)有する者 (複数の号を合算して12年以上となる場合を含む。)</p> <p>① 公共工事^(注2)の発注機関^(注3)において、発注関係事務^(注4)に指導的立場^(注5)で従事した経験</p> <p>② 公共工事^(注2)の発注機関^(注3)において、発注関係事務に担当者として従事した経験^(注6)</p> <p>③ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)の設計業務、積算業務、監督業務、検査業務の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>④ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)における総合評価落札方式等^(注9)に係る技術審査業務^(注10)の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>⑤ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)におけるCM業務^(注11)の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>⑥ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)における事業促進PPP^(注12)の管理技術者^(注8)又は主任技術者^(注13)として従事した経験</p> <p>⑦ 建設コンサルタント等^(注7)において、③～⑥の業務の担当技術者として従事した経験</p> <p>⑧ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)の調査・設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式^(注14)において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式^(注14)により発注された調査・設計業務の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>⑨ 建設会社等^(注15)において、公共工事^(注2)の主任技術者^(注16)として従事した経験</p> <p>⑩ 建設会社等^(注15)において、公共工事^(注2)の監理技術者^(注17)として従事した経験</p> <p>⑪ 建設会社等^(注15)において、公共工事^(注2)の施工管理に関する担当者として従事した経験^(注18)</p> <p>2. 1の①③④⑤⑥⑧⑨⑩号に該当する経験を5年以上^(注1)有する者 (複数の号を合算して5年以上となる場合を含む。)</p>	○	○

B 要 件	品 質 確 保 に 関 す る 経 験 の 要 件	<p>1. 次の①～⑨号に該当する経験を2年以上^(注1)有する者 (複数の号を合算して2年以上となる場合を含む。)</p> <p>① 公共工事^(注2)の発注機関^(注3)において、公共工事^(注2)の総合評価落札方式等^(注9)に係る発注関係事務^(注19)に指導的立場^(注5)で従事した経験</p> <p>② 公共工事^(注2)の発注機関^(注3)において、公共工事^(注2)の調査・設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式^(注14)に係る発注関係事務^(注19)に指導的立場^(注5)で従事した経験</p> <p>③ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)における総合評価落札方式等^(注9)に係る技術審査業務^(注10)の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>④ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)の調査・設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式^(注14)において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式^(注14)により発注された調査・設計業務の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>⑤ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)におけるCM業務^(注11)の管理技術者^(注8)として従事した経験</p> <p>⑥ 建設コンサルタント等^(注7)において、公共工事^(注2)における事業促進PPP^(注12)の管理技術者^(注8)又は主任技術者^(注13)として従事した経験</p> <p>⑦ 建設コンサルタント等^(注7)において、③～⑤のいずれかの管理技術者^(注8)を指導する立場^(注20)で従事した経験</p> <p>⑧ 建設会社等^(注15)において、公共工事^(注2)の総合評価落札方式等^(注9)における技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式等^(注9)により発注された公共工事の監理技術者^(注17)として従事した経験</p> <p>⑨ 建設会社等^(注15)において、⑦の監理技術者^(注17)を指導する立場^(注21)で従事した経験</p> <p>2. 品確技術者(Ⅱ)の登録後、B要件1の①～⑨号に掲げるいずれかの経験を1年以上^(注1)有する者 (複数の号を合算して1年以上となる場合を含まない。)</p> <p>3. 公共工事^(注2)の発注機関^(注3)における総合評価落札方式等^(注9)に係る委員会の外部委員^(注22)としての委嘱期間を1年以上^(注1)有する者</p>	○	—
-------------	---	---	---	---

(注1) 同期間に複数の業務を担当した場合でも、重複して期間をカウントすることはできない。

(注2) 「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事並びに日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社の発注する建設工事のうち、下記の【別表】「土木工事の分野」に該当する土木工事をいう。なお、鉄道、建築・営繕は対象外とする。

【別表】土木工事の分野

1) 河川・砂防・海岸	2) 道路	3) 都市計画・地域計画・公園
4) 上下水道(土木工事関連)	5) 港湾・空港	6) 機械(土木工事関連)
7) 電気電子(土木工事関連)	8) 農業土木	9) 森林土木
		10) 水産土木

- (注3) 「公共工事の発注機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する国、地方公共団体及び特殊法人等（首都高速道路（株）、新関西国際空港（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、（国研）宇宙航空研究開発機構、（国研）科学技術振興機構、（国研）情報通信研究機構、（国研）森林研究・整備機構、（国研）日本原子力研究開発機構、（独）空港周辺整備機構、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、（独）国際協力機構、（独）国立科学博物館、（独）国立高等専門学校機構、（独）国立女性教育会館、（独）国立青少年教育振興機構、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）自動車事故対策機構、（独）中小企業基盤整備機構、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）都市再生機構、（独）日本学生支援機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、（独）日本スポーツ振興センター、（独）水資源機構、及び（独）労働者健康安全機構）並びに地方共同法人日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。
- (注4) 「発注関係事務」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務をいう。
- (注5) 「指導的立場」とは、公共工事の発注機関^(注3)において当該事務を管理及び統括する立場をいう。（例えば、発注機関の本庁・本局の課長補佐以上、出先機関の課長以上をいう。）
- (注6) 「発注関係事務の担当者として従事した経験」とは、発注関係事務^(注4)に従事した経験（指導的立場で従事した経験を除く。）をいう。
- (注7) 「建設コンサルタント等」とは、公共工事の発注機関^(注3)から建設コンサルタント業務等を受注した実績のある法人をいう。
- (注8) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者で、発注者に通知された者をいう。
- (注9) 「総合評価落札方式等」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第2項に規定する価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を前提とした入札方式をいう。
- (注10) 「技術審査業務」とは、工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務をいう。
- (注11) 「CM業務」とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう。
- (注12) 「事業促進PPP」とは、事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、全体事業計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式をいう。
- (注13) 「主任技術者」とは、事業促進PPPにおいて管理技術者^(注8)のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の監理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。
- (注14) 「総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式」とは、価格以外の技術的要素により評価する方式をいう。
- (注15) 「建設会社等」とは、建設業法第3条第1項に規定する許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (注16) 「主任技術者」とは、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (注17) 「監理技術者」とは、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (注18) 「施工管理に関する担当者として従事した経験」とは、施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む。）をいう（主任技術者、監理技術者として従事した経験を除く）。なお、以下に示す業務などは除く。

- ・工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
 - ・測量、調査（点検含む）、設計（積算を含む）、保守・維持メンテナンス等の業務
※但し、施工中の工事測量は認める
 - ・現場事務、営業等の業務
 - ・アルバイトによる作業員としての経験
 - ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
（単なる土の掘削、コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等の作業、単に塗料を塗布する作業、単に薬液を注入するだけの作業等）
- (注 19) P P P、P F I 事業や C M 業務^(注 11)の発注関係事務^(注 4)を含む。
- (注 20)「指導する立場」とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。
(例えば、技術部長等をいう。)
- (注 21)「指導する立場」とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。
(例えば、工事部長等をいう。)
- (注 22)「外部委員」とは、当該委員会を設置した公共工事の発注機関^(注 3)に所属していない委員をいう。

(試験結果等の通知及び合格証の交付)

第 6 条 資格試験を受験した者には書類審査結果、論文審査及び面接試験の可否を通知するものとし、その通知方法については別に定める。

2 資格試験に合格した者に対して、全建会長名でその試験毎に合格したことを証する証書を交付する。

第 3 章 資格の登録、有効期間及び更新

(登録、登録証及び有効期間)

第 7 条 資格試験に合格した者は、全建の定める手続きに従い登録簿に登録を行わなければならない。

2 登録の申請は、当該試験に合格した日から 3 年以内に行うこととし、これを超えた場合は、当該試験に係る登録はできないものとする。

3 前項の規定の他、次に掲げる事項に該当する者は登録することができない。

1) 成年被後見人又は被保佐人

2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

3) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から 2 年を経過しない者

4 前項に該当する者以外の登録申請者に対して、全建会長名で、登録年月日、登録番号、登録の有効期限、氏名、生年月日等所要の事項を記載し写真を貼付した登録証を交付する。

5 登録の有効期間は、以下のとおりとする。

対象者	発効日	失効日
初めて登録する者	登録日	当該試験の合格日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日
更新により登録する者	登録日	登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日

6 資格試験に合格しても、登録を行っていない場合には、本制度における品確技術者の名称を使用してはならない。

7 登録簿は全建が管理する。

8 品確技術者（Ⅱ）の登録をしている者が品確技術者（Ⅰ）の登録をする場合は、品確技術者（Ⅰ）の登録を優先し、品確技術者（Ⅱ）の登録は抹消する。

（登録の更新）

第8条 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に更新についての申請を行わなければならない。

2 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に全建が行う公共工事品質確保技術者制度に関する講習を受講しなければならない。

3 前項の講習を受講した者に対する登録は、前条第3項及び第4項に準じる。

4 登録を更新しなかった者は、登録を抹消する。ただし、登録の有効期間満了日の翌日から1年以内に第2項に規定する講習を受講し、更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録できるものとする。この場合、登録の有効期間は、第7条第5項の規定に定める期間より1年間短縮する。

（登録の抹消）

第9条 第8条第4項の規定のほか、品確技術者が次に掲げる事項に該当する場合には品確技術者の登録を抹消する。

1) 第7条第3項に該当する事実が判明したとき。

2) 資格試験、登録及び登録の更新に必要な書類等に虚偽があったことが判明したとき。

3) 登録証の改ざん、その他の不正使用をしたことが判明したとき。

4) その他、品確技術者として著しく信用を失墜する行為等があったことが判明したとき。

2 本条の規定により、登録を抹消した時は、遅滞なく本人に抹消理由を付して文書により通知するものとする。

3 登録を抹消された者は、遅滞なく登録証を返納しなければならない。

4 本条の規定により、登録を抹消された者は、抹消後3年間は資格試験を受けることができない。

第4章 手続き等

(登録事項の変更)

第10条 品確技術者は、登録事項に変更が生じた場合又は登録証を紛失した場合には、遅滞なく届け出るものとする。

(受験手数料等)

第11条 本制度を運営するために、受験者から受験手数料、登録申請者から登録手数料及び登録更新のための講習受講者から講習受講料を徴収する。

2 登録更新のための講習受講者のうち、更新までの3年度で「建設系CPD協議会」加盟団体のCPD単位を75単位以上取得した上で登録更新の申請を行う者は講習受講料の減額を受けることができる。

3 前項に規定する「建設系CPD協議会」加盟団体とは、以下のものをいう。

(公社) 空気調和・衛生工学会、(一財) 建設業振興基金、(一社) 建設コンサルタント協会、(公社) 地盤工学会、(一社) 森林・自然環境技術者教育会、(一社) 全国上下水道コンサルタント協会、(一社) 全国測量設計業協会連合会、(一社) 全国土木施工管理技士会連合会、土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局：(一社) 全国地質調査業協会連合会)、(公社) 土木学会、(一社) 日本環境アセスメント協会、(公社) 日本技術士会、(公社) 日本建築士会連合会、(公社) 日本コンクリート工学会、(公社) 日本造園学会、(公社) 日本都市計画学会、(公社) 農業農村工学会、(一社) 交通工学研究会、(一社) 全日本建設技術協会
(以上19団体)

(情報提供)

第12条 公共工事の発注機関から発注関係事務を適切に実施するための支援に関する要請があった場合、必要に応じて登録簿に登録されている品確技術者に関する情報の全部又は一部を提供することができるものとする。なお、情報の提供にあたっては、あらかじめ品確技術者本人の了承を得るものとし、他の目的には使用しないものとする。

(秘密保持義務)

第13条 第14条に規定する公共工事品質確保資格認定委員会(以下「資格認定委員会」という。)の委員、第15条に規定する試験委員及び全建の役職員等は、試験事務及び登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5章 資格認定委員会等

(公共工事品質確保技術者資格認定委員会)

第14条 資格試験の合格者の認定及び本制度に関するその他の重要事項は、全建において設置される資格認定委員会が審議を行う。

2 資格認定委員会の委員の選任並びに任務、構成及び運営に関する必要な事項は、全建定款及び委員会規則によるものとする。

(試験委員)

第15条 論文審査及び面接試験の実施にあたり、全建会長は試験委員を委嘱する。

2 試験委員は、論文審査及び面接試験を行うとともに、これらの評価を実施し、資格認定委員会に報告するものとする。

第6章 雑則

(論文提出の一部免除)

第16条 資格試験の実施に際して、論文の提出を一部免除することができる者については、別に定める。

(細則その他)

第17条 本要綱の施行にあたり、必要な細則等は別に定める。

2 本要綱に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、資格認定委員会に諮って処理するものとする。

付 則

- 1 この制度要綱は、平成21年7月6日より実施する。
- 2 平成22年4月19日 一部改正
- 3 平成24年4月23日 一部改正
- 4 平成25年4月15日 一部改正
- 5 平成26年4月14日 一部改正
- 6 平成27年4月13日 一部改正
- 7 平成28年4月18日 一部改正
- 8 平成29年4月18日 一部改正
- 9 平成30年4月16日 一部改正
- 10 令和2年5月12日 一部改正
- 11 令和3年4月12日 一部改正
- 12 令和4年8月2日 一部改正